

徳島県告示第百六十九号

昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域の指定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

「第四条第七項」を「第四条第九項」に、「を同表」を「（建築副主事が置かれている場合）を同表」に改める。以下同じ。（を同表」に改める。